

労務費以外の必要経費について

【論点④】「雇用に伴う必要経費」について、参考値を具体的な数値として示すこと

具体的な率を示す
必要

具体的な率は
不要

- 経費をどのように計算したらいいかわからない零細事業者もいる。
- 設計労務単価と同様に、41%という数字を示してほしい。
- 下請次数が深化するほど一般管理費等の確保が困難となっていることを踏まえた運用が必要。
- 必要経費も含め見積りを出す際のルールとして、官庁施設の設計業務の積算制度(設計業務委託等技術者単価)も参考としてはどうか。

- 一般管理費は、会社規模によって異なるため、一律の基準で算定することは困難。

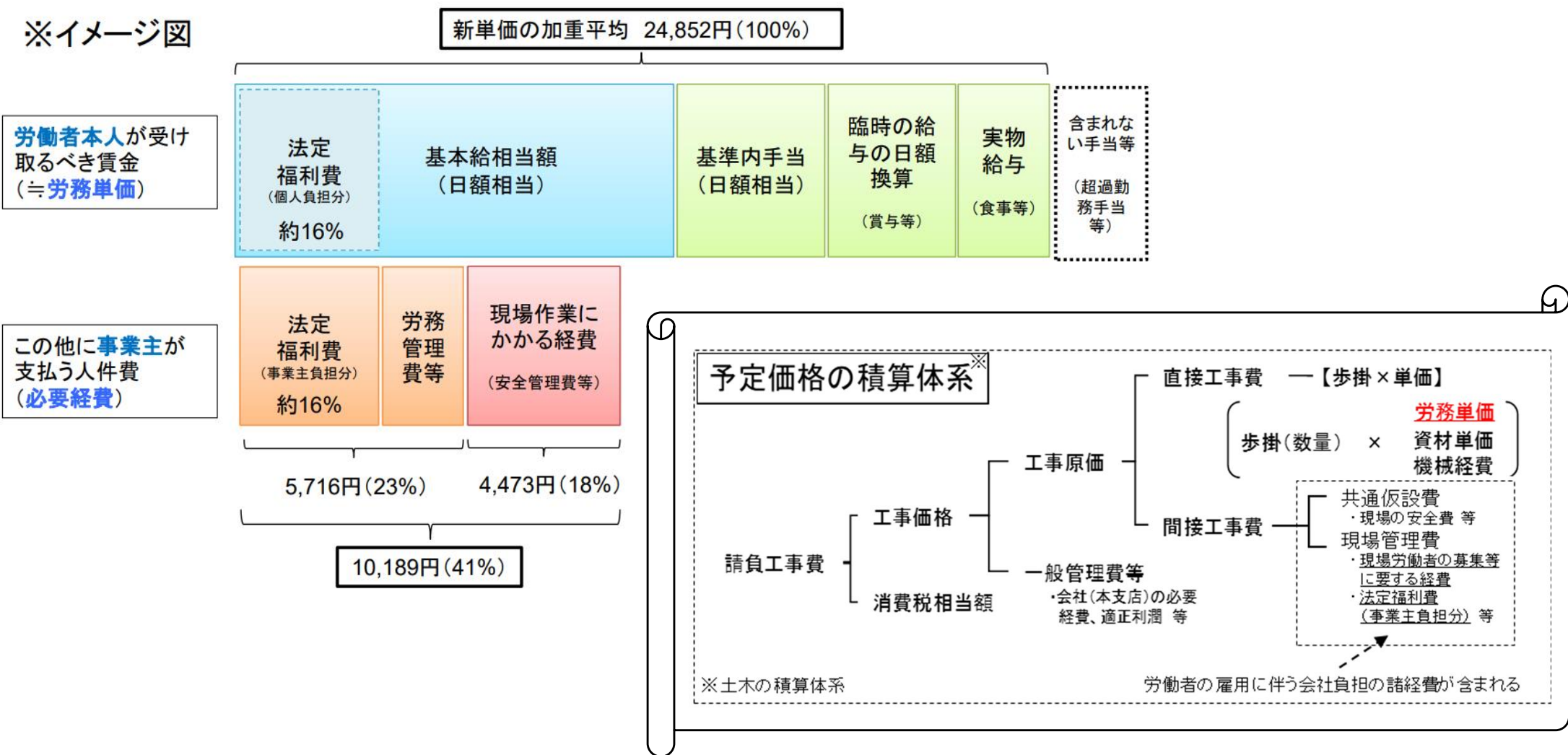
(本日ご議論いただきたい点)

- 「雇用に伴う必要経費」について、労務費の基準の公表とあわせて、参考値を具体的な数値として示すこととする方向でよいか。

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価**を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- **労務単価**には、事業主が負担すべき**必要経費**(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない
- 事業主が**下請代金に必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

※イメージ図



「雇用に伴う必要経費」の取り扱いについて(案)

方針(案)

- 「労務費の基準」を示す際には、**公共工事設計労務単価の公表時と同様の対応をすることとし、「雇用に伴う必要経費」についても、参考値として公表することとしてはどうか。**(参考値は公共工事設計労務単価と合わせる。)
- ただし、
 - * 「雇用に伴う必要経費」は、工種・工事規模等の条件により変動するという前提で、全国共通のあくまで参考値として試算したものであること、
 - * 実際に、「雇用に伴う必要経費」に関連する措置を、元請・下請のどちらが実施し、契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当事者間で定められるものであること(例えば、作業被服や作業用具を元請・下請のどちらが用意するかなど。)、
 - * 見積書で内訳を明示すべき必要経費と、雇用に伴う必要経費の範囲は異なるものであること、
- といった点に**留意し、契約当事者間で、十分に協議することが必要**である。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」公表時資料(抜粋)

- 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- この表は、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔 上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等)(参考値) 〕

		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位: 円)																			
地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
北海道	01 北海道	25,300	20,900	18,900	23,900	31,800	28,600	-	29,100	27,600	29,600	30,000	29,000	31,100	25,900	21,500	39,700	49,300	35,400	45,700	33,700
		(35,600)	(29,400)	(26,600)	(33,600)	(44,700)	(40,200)	-	(40,900)	(38,800)	(41,600)	(42,200)	(40,800)	(43,700)	(36,400)	(30,200)	(55,800)	(69,300)	(49,800)	(64,300)	(47,400)